

電子情報通信学会東北支部 旅費の支出に関する規程

(2025 年 6 月 17 日制定)

(総則)

- 第1条 本規程は、電子情報通信学会東北支部（以下、東北支部という）が実施する事業および運営会議等において発生する旅費の扱いについて定めるものである。
- 第2条 本規程は、日本国内における旅費にのみ適用する。
- 第3条 旅費の支出に当たっては、運営委員等から事前に経路・交通費・宿泊費を申告し、会計幹事および庶務幹事が妥当と認めた場合に支出するものとする。

(支給対象)

- 第4条 本規程による旅費の支出は、電子情報通信学会の活動のためにのみその旅費を必要とする場合であって、以下の場合を対象とする。
- (ア) 東北支部が主催または共催する事業における講演者およびそれに準ずる者の招聘に要する旅費
 - (イ) 東北支部が主催する運営会議等（運営委員会、幹事会およびそれらに準ずる会議）の出席に要する旅費
 - (ウ) 電気関係学会東北支部連合大会の運営のために必要な旅費
 - (エ) その他、東北支部運営委員として出席する会議等で、支部長および会計幹事・庶務幹事が妥当と認めたもの

(支払い原則)

- 第5条 領収書に基づき実費を支払うものとする。
- 第6条 領収書が取得できない場合は、乗換案内サイト等の検索結果により会計幹事が金額を確認し妥当と判断したものについては領収書を不要とする。
- 第7条 支給対象者がその所属組織等から旅費の支給がある場合は、東北支部からの支出は行わない。

(旅費の算定)

- 第8条 交通費は原則として実施会場の最寄り駅と講演者等の勤務先の最寄り駅間の往復に要する運賃とし、時間的・経済的に合理的な公共交通手段とする。
- 第9条 交通費は原則として、以下の条件を満たすものを支給可能とする。
- (ア) 鉄道利用の場合、運賃および普通車指定席特急料金を上限とする。
 - (イ) 航空機利用の場合、割引制度を利用した航空運賃とする。
 - (ウ) (ア)(イ)以外の交通機関の場合は、運賃表等に記載される標準的な運賃を基準とする。
- 第10条 宿泊費は、時間的・経済的にやむを得ない場合に限り、1泊あたり1万5千円以下（消費税含む）の範囲内で支払う。宿泊以外の費用は支出しない。

第11条 旅行会社等のパッケージ料金の場合は、第8条～第10条の条件を勘案して支出を判断する。

(旅費の支払い)

第12条 本規程による旅費の支払いは、当該事業および運営会議等の実施が完了したことを会計幹事および庶務幹事が確認した後に行う。

(その他)

第13条 旅費の支給を受ける者は、できるだけ経済的な支出となるよう努めるものとする。

第14条 やむを得ず、本規程の適用範囲以外の旅費が発生するケースが生じた場合は、会計幹事および庶務幹事の判断により取り扱う。

第15条 本規程の改廃は、東北支部運営委員会の議決による。

第16条 本規程は2025年6月18日より施行する。